

### 事務処理フロー図

事務名	毒物劇物販売業登録票書換え交付申請・再交付申請
根拠法令	毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項・第36条第1項

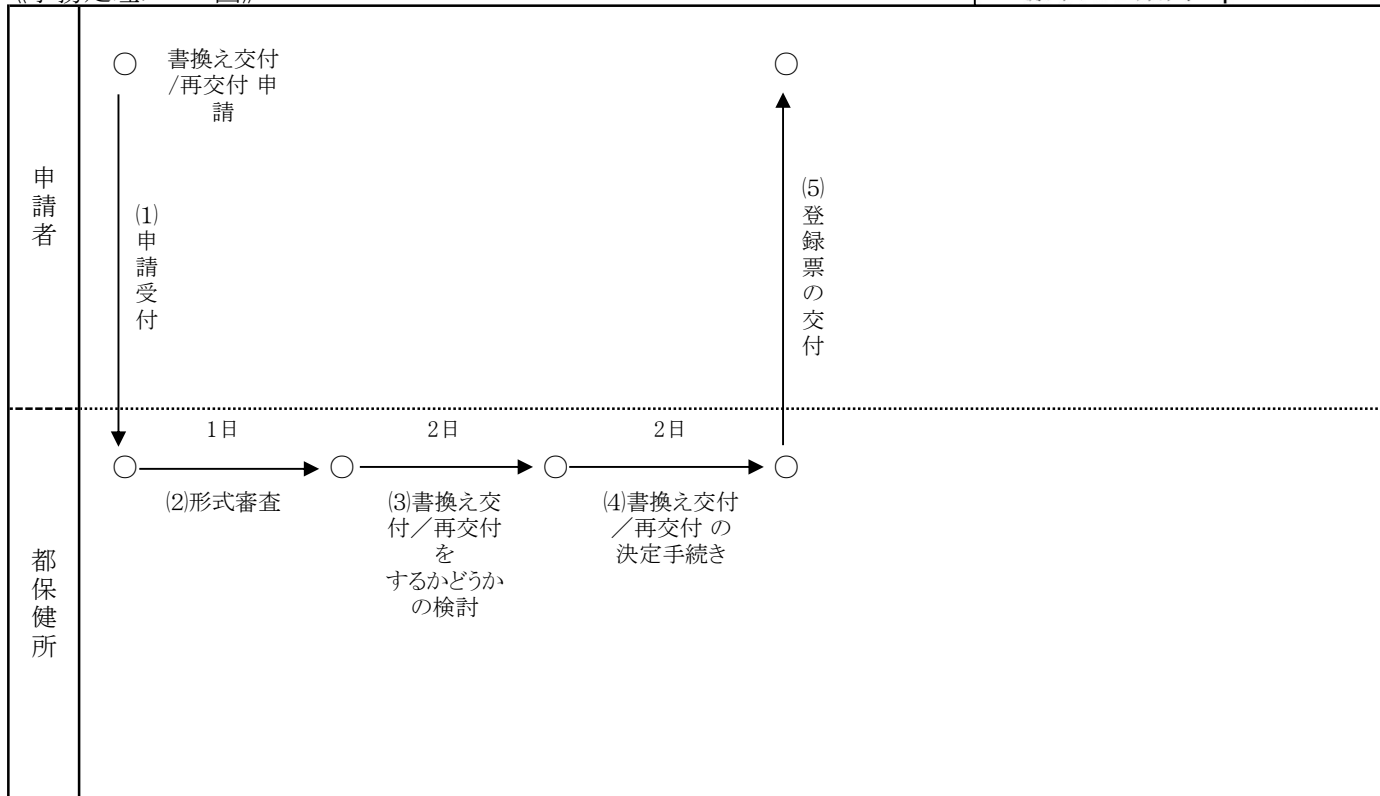
作成部署 福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当 電話 34-423

《事務処理フロー図》

標準処理期間

5日

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
(1)	申請受付	窓口で申請書の受付をします。 (手数料をお支払いいただきます。)
(2)	形式審査	申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること等、申請の形式上の要件について審査をします。
(3)	書換え交付/再交付をするかどうかの検討	登録票の書換え交付/再交付をすることが妥当であるかどうかの検討を行います。
(4)	書換え交付/再交付の決定手続き	検討の結果に基づき、登録票の書換え交付/再交付を行うかどうかの判断をし、その決定の手続きを行います。
(5)	登録票の交付	決定後に申請者の方に登録票を交付します。